

## 夏休みは、健康に！安全に！

1学期が終わり、いよいよ夏休みですね。しっかりと充電して、元気な姿で2学期にお会いしましょう。そのためにも、次のことに気をつけて、健康で安心・安全な生活を送りましょう。

### 1 生活について

- ① 規則正しく、規律ある生活を送ることができるように努力しよう。
- ② 原則として、午前中は家庭で学習や読書、手伝い等をしよう。
- ③ 家族とともに行動したり話し合ったりする時間をたくさん持とう。
- ④ 当然ですが、飲酒・喫煙・万引き・無免許運転等、法に触れる行為をしてはいけません。
- ⑤ 危険な遊び（火遊び・花火・エアガン）をしないようにしよう。
- ⑥ 染髪・パーマ・眉ぞりなども、もちろんしてはいけません。
- ⑦ メールやLINE、ゲームの使いすぎに注意しよう。

人の画像や個人情報を送ったり、知らない人とメールのやりとりをしたりすることがないようにしましょう。また、メールで他人の嫌がることを書くこともいけません。

グループLINEを使うときは、迷惑にならないように気をつけましょう。

SNSで困ったことがある場合は、すぐに保護者または学校に相談しましょう。

- ⑧ お金の無駄遣いをしない。金銭や物品の貸し借りは、やめましょう。

### 2 外出等について

- ① 生徒だけの外出は、午後6時までです。午後6時以降は保護者同伴に限ります。
- ② 生徒だけの夜間外出・外泊は保護者が許可しても禁止です。
- ③ 生徒だけで、旅行・パーティなどをしてはいけません。
- ④ 生徒だけで、ゲームセンター・ボーリング場・カラオケボックス・バッティングセンター・レンタルビデオ店・飲食店・映画館等に入っははいけません。保護者が買い物等で離れた場所には同伴とはいえません。友人の保護者と行くのも同伴とはいえません。
- ⑤ 生徒だけで市外には行かないこと。親の送り迎えで市外の量販店や映画館、カラオケ店へ行くのも禁止です。
- ⑥ 生徒だけで用事もないのに、量販店・書店・コンビニ等へ行っははいけません。用事がある場合も、終わったらすぐに帰宅しよう。
- ⑦ 施設（図書館・小学校・公民館等）を利用するときは、迷惑をかけないようにマナーを守ろう。
- ⑧ 交通ルールを守り、事故に遭わないようにしよう。
- ⑨ 不審者に出会ったら、大声をあげて助けを求めるとともに、すぐに逃げよう。そして、すぐに学校に連絡しよう。
- ⑩ 恐喝・脅し・いじめに会った場合もすぐに連絡しよう。

### 3 部活動等について

- ① 服装・持ち物・自転車・買い食い等、いつもと同じようにきまりを守ろう。
- ② やむを得ず欠席するときは、きちんと連絡しよう。
- ③ 部活や補習でなく、事情があつて個人的に学校に来た場合は、インターホンを鳴らし、まず職員室の先生に申し出ること。  
勝手に校舎内に入つてはいけません。帰るときも職員室に申し出ること。



### 4 各地区の公民館利用については、次のことに注意しましょう。

- ・事務室の窓口で受付をしなければなりません。
- ・使用後は、後始末を公民館の方の指示通りに徹底して行うこと。(感染拡大防止)
- ・礼儀・マナーを守り、挨拶をしっかりとすること。
- ・お茶以外の飲み物や食べ物を持って入館することは出来ません。
- ・施設(部屋、調理室など)利用については、生徒のみの申請ではなく、保護者名での申請が必要になります。責任者を明確にするためです。

※以上のことを守れなければ、使用禁止となつてしまいますので、注意してください。

### 5 SNSと人権

SNS などでの何気ない書き込みが相手を傷つけ、取り返しがつかない事態を引き起こすことがあります。ネットの向こう側にはあなたと同じ人間がいます。顔が見えないからこそ、相手の人権を尊重することを忘れず、配慮を持ってインターネットを利用しましょう。

以下のことを心がけましょう。【法務省人権推進局 HP より】

- 他人の悪口や差別的なことは書き込まない。
- 使用する言葉に注意。暴力的な言葉は絶対に使わない。(NG)
- 知り合いの連絡先や住所など、個人情報<sup>※</sup>を無断でのせない。
- 根拠のないウワサ話はこのせない。
- 雑誌や書籍にのっているマンガ、写真、記事などを勝手に掲載しない。
- 人が写っている写真や動画を勝手に掲載したり流したりしない。
- 出処不明の情報を安易に拡散しない。
- 他人の書き込みを“あおる”書き込みをしない。



### 6 つらいときは、一人で悩まず、相談しよう！！

裏面に、「県内の相談機関・電話相談窓口一覧表」があります。  
もしものときは、活用しましょう。

※紙面にて配付済みです。ホームページには載っておりません。

## <保護者の皆さまへ>

フィルタリング、ルール、マナーは子どもの人権を守ります！

携帯電話の事業者は、「青少年インターネット環境整備法」により、青少年利用者に対しフィルタリング措置をとることが義務付けられています。お店の人に相談し年齢や判断力に応じた適切なフィルタリングサービスを必ず利用するようにしてください。